

国立大学法人京都大学の組織に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）の一部を次のように改正する。
目次中「高等教育研究開発推進機構（第四十七条）」を「機構（第四十七条 第四十七条の六）」に改める。

2 第三十九条に次の一項を加える。
2 附属図書館に關し必要な事項は、京都大学附属図書館規程（昭和六十年達示第十二号）の定めるところによる。

2 第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十条及び第四十一条 削除
第四十六条第一項中「留学生センター」を「国際交流センター」に改める。

第九節の節名を次のように改める。

第九節 機構

第四十七条の次に次の五条を加える。

（環境安全保健機構）

2 第四十七条の二 京都大学に、環境安全保健機構を置く。

2 環境安全保健機構に關し必要な事項は、京都大学環境安全保健機構規程（平成十七年達示第六号）の定めるところによる。

（国際イノベーション機構）

2 第四十七条の三 京都大学に、国際イノベーション機構を置く。

2 国際イノベーション機構に關し必要な事項は、京都大学における産学官連携活動の推進及び支援に関する規程（平成十七年達示第九号）の定めるところによる。

（国際交流推進機構）

2 第四十七条の四 京都大学に、国際交流推進機構を置く。

2 国際交流推進機構に關し必要な事項は、京都大学国際交流推進機構規程（平成十七年達示第十一号）の定めるところによる。

（情報環境機構）

2 第四十七条の五 京都大学に、情報環境機構を置く。

2 情報環境機構に關し必要な事項は、京都大学情報環境機構規程（平成十七年達示第十三号）の定めるところによる。

（図書館機構）

2 第四十七条の六 京都大学に、図書館機構を置く。

2 図書館機構に關し必要な事項は、京都大学における全学の図書館機能に関する規程（平成十七年達示第十七号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。